

長崎市監査公表第 19 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 7 年 11 月 27 日

|         |   |   |    |
|---------|---|---|----|
| 長崎市監査委員 | 小 | 田 | 徹  |
| 同       | 三 | 谷 | 利博 |
| 同       | 永 | 尾 | 春文 |
| 同       | 山 | 崎 | 猛  |

令和 7 年度

# 監 査 報 告

財務監査(定期監査)及び行政監査

環境部  
上下水道局事業部  
学校教育部

長崎市監査委員



## 第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

## 第2 監査の対象

| 部 局 名    | 所 属 名                                                                                 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境部      | 環境政策課、ゼロカーボンシティ推進室、資源循環課、環境整備課                                                        |
| 上下水道局事業部 | 事業管理課、新浄水場整備室、水道建設課、給水課、浄水課、水質管理室、下水道建設課、下水道施設課                                       |
| 学校教育部    | 学務課、学校教育課、地域クラブ活動推進室、小島中学校、日見中学校、大浦中学校、梅香崎中学校、戸町中学校、東長崎中学校、橘中学校、小ヶ倉中学校、長崎商業高等学校、教育研究所 |

## 第3 監査の範囲

令和6年度の収入事務及び令和5・6年度の支出事務並びに現金等管理事務を対象として、次の3点を重点項目とした。

### 1 重点項目

- (1) 収入事務 諸収入に係る一連の事務手続き
- (2) 支出事務 令和6年度の役務費に係る一連の事務手続き  
令和5年度の支出したもののうち不用率がもっとも高い事業に係る一連の事務手続き  
必要に応じてその他の科目も抽出
- (3) 現金等管理事務 現金関係等の管理・保管状況

## 第4 監査の期間

令和7年4月1日から令和7年10月27日まで

## 第5 監査の着眼点

### 1 主な着眼点

#### (1) 収入事務

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| ア 調定事務   | 根拠法令等、調定の手続き           |
| イ 徴収事務   | 納入の通知、収納状況の管理、督促及び滞納整理 |
| ウ 現金取扱事務 | 収入金等の管理、現金領収証書の取扱い     |

#### (2) 支出事務

- |        |                 |
|--------|-----------------|
| ア 支出事務 | 根拠法令等、支出の手続き    |
| イ 不用率  | 計画性、効率性及び実績の妥当性 |

### (3) 現金等管理事務

つり銭、切手、IC カード等の管理・保管状況

## 第6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、抽出した関係書類を検査照合し、関係職員から説明を聴取した。また、現金等管理事務については現地調査を行った。

## 第7 監査の結果

長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規程に基づき監査を行った。

その結果、おおむね適正なものと認められたが、一部において、次のとおり是正及び改善すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、別途指導したので記述を省略している。

**指摘事項（法令等に抵触するなど不適正な事項があり、是正及び改善を求めることが適当と認めたもの）**

### 1 支出事務について

#### (1) 急速充電器の運用について

[ゼロカーボンシティ推進室]

##### ア 急速充電器の財産上の位置づけについて

令和4年度より環境にやさしい電気自動車の普及等を目的として市内3か所に急速充電器を設置しており、急速充電器を物品として事業者は無償貸し付けを行っている。

急速充電器3台中1台が物品台帳に登録され、他2台については工作物として市有財産台帳に登録されている。

長崎市会計規則では物品を貸し付ける場合、「物品借用申請書兼貸付決定何を提出させなければならない。」とされているが、これを徴取せず貸し付けを行っていた。あわせて価格が50万円を超えることから、重要備品記録票を作成する必要があるが、これを作成していなかった。

##### イ 急速充電器を運用する事業者との契約内容及び方法について

急速充電器の支払い方法がクレジットカードと自動車会社等が発行する会員カードの2種類があるため、A者及びB者それぞれの事業者と契約を行っている。

A者とは、市に対して事業者が提携料を支払うが、「市は充電器の保守や電気代を負担する」という内容で自動更新条項の入った契約を結んでいる。

この契約については契約書が存在せず、市が事業者の約款の内容を承諾して申し込みを行ったことに対する承認の文書が存在するだけであった。

#### ウ 普通充電器の運用との違いについて

市では急速充電器のほか、市庁舎や地域センターの庁舎などに普通充電器を設置しているが、この利用料については無料としている。また普通充電器は物品台帳への登録もされていない。

急速充電器は利用者から利用料を徴収しており、一部は先に述べたように物品台帳に登録されているため、同様の設備において市の取扱いが異なる、という事象が生じている。

#### エ 利用料金の設定と市の電気代の負担について

急速充電にかかる電気代は市が負担しているが、事業者から長崎市に支払われる金額は各事業者が設定した料金であるため、導入当初と比較し電気代が高騰している状況の中で長崎市の負担額が増加している。

「急速充電器」…充電出力が高く、充電速度が非常に速い機器

「普通充電器」…充電出力が家庭用コンセント程度で、充電速度がゆっくりな機器



急速充電器

(のもぎき恐竜パーク駐車場)



普通充電器

(市庁舎地下駐車場)

上記のア～エを踏まえ、急速充電器及び普通充電器の運用について早急に整理されたい。

#### (ア) 財産上の位置づけについて

急速充電器を物品として整理するのであれば、普通充電器を含め、同様の取扱いとし、物品台帳への登録や貸付に係る手続きなどを行われたい。

なお、令和7年1月6日付け移転となった旧琴海地域センター長浦事務所で使用されていた普通充電器も設置されたままになっていることから、適正に管理されたい。

#### (イ) 貸付先事業者との契約等について

契約の手法などについて地方自治法、長崎市契約規則の規定に則り整理されたい。

急速充電器及び普通充電器の運用にかかる費用については、市、貸付先事業者、

利用者それぞれが負担すべき部分の根拠を示したうえで、公平な費用負担となるよう事業の見直しを行われたい。

なお、平成 26 年 8 月に一般社団法人次世代自動車振興センターが、地方公共団体が主体となって充電インフラで課金する場合の法的な側面からの問題・課題を抽出し、課金を可能にするための複数の方法を整理した「自治体による充電器での課金方法の体系的整理に関する検討業務報告書」を作成しており、これを参考とし条例等の整備を行った他都市もあると考えられる。今後の運用方法を整理する際の参考とされたい。

(2) 上下水道アセットマネジメント支援情報システムネットワーク回線サービスに係る契約手法について [事業管理課]

当該案件は、上下水道局の浄水場や下水処理場にインターネット回線を設置することを目的としたものであり、利用開始に必要な初期工事費及び回線使用料が発生する。契約方法については、初期工事費を含む長期継続契約締結の可能性について弁護士相談を行っている。

結果、初期工事費について別個の契約とし、まず入札により回線使用料にかかる長期継続契約を締結した後、1 者随意契約でその事業者と初期工事を行う契約を締結している。

この契約手法では最小の経費を必ずしも担保できるものではないうえに、初期工事に係る契約手続きにおいて、随意契約や 1 者見積とした根拠に妥当性は見られない。

業者決定については総額で行うことなど契約手法について、研究、整理が必要である。

(3) 電子マニフェスト手数料（基本料）の支払い方法について [下水道施設課]

電子マニフェスト手数料（基本料）について、所管課では地方公営企業法施行令に基づき業務内容を請負として前金払をしているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された仕組みを利用しているにすぎないことから民法上の請負には該当しない。

当該業務が、前金払としなければ契約しがたいものであれば、地方公営企業法施行令に基づき、会計規程に規定すべきである。

## 監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

### 1 情報公開事務について

情報公開事務については、総務課で事務処理の手引きを作成し、各所管課で対応している。

情報公開制度が施行された当時とは社会状況が変化し、開示方法などについても電

子情報として開示するなど多様化している。他の自治体の状況を調査・研究し、手続きの効率化及び請求者の利便性向上につながる見直しについて検討されたい。

## 2 行政財産使用料の取扱いについて

令和7年4月1日施行で長崎市行政財産使用料条例が改正され、取扱いに関する通知は令和7年1月9日付け資経号外「長崎市行政財産使用料条例の一部改正等に伴う行政財産の使用の許可について」が発出しているものの、具体的な運用を明確に定めたものがなく、適切な事務処理が示されていない。

行政財産使用料の取扱いについて、他都市の状況等を調査、研究するなど、条例での規定化を含め検討されたい。

## 3 旧琴海地域センター長浦事務所（旧事務所）の財産管理について

ゼロカーボンシティ推進室の定期監査を行うにあたり、旧事務所の財産管理上の問題があることが発覚した。

現在、この旧事務所には長崎市上下水道局の設備（中央監視装置）があり、このほか旧事務所から排出された産業廃棄物の仮置き場として使用している。電気は通っているものの、利用は長崎市上下水道局のみである、との回答であった。

庁舎としての利用がなくなったのであれば、用途廃止を行い普通財産へ変更すべきである。また、長崎市上下水道局への使用許可もこれまで行っていなかったとのことであり、市有財産の管理について適切な取り扱いを行われたい。